激甚災害後の事業継続保証

内定企業わずか2社

中小事業所のＢＣＰ策定　支援体制は整備進む

政治経済　しずおか

Shizuoka 経済ナビ

県信用保証協会がＢＣＰ（事業継続計画）を策定した中小企業に対して激甚災害発生後の債務保証をあらかじめ約束する「災害時発動型保証予約システム」の商品化から二年が経過した。県内企業へのＢＣＰ普及を目的に開発された同協会独自の商品だが、内定している企業はわずか二社。大規模企業と比べて策定が進まず、不況の影響で目先の資金確保が最優先となっている中小企業の実態を反映した形だ。

ＢＣＰ特別保証は、中小企業庁の策定運用指針などに準じた形態で計画を作成した企業に、事業再建に必要な運転資金や設備資金などの借り入れを最大二億八千万円まで保証する制度。有効期間は一年間で、毎年計画を見直した上での継続申請が必要。「不況の影響で策定の余裕がないという企業も多い」（企画課）のが実情という。

三月中旬に内定を受けた建設系商社フタバコーケン（静岡市）は昨年から策定に取りかかり、緊急時にも事業継続するための主要業務に海洋土木や耐震補強、災害復興要請の対応などを盛り込んだ。内定額は八千万円。

災害時の事業継続のため、ＢＣＰを策定したフタバコーケン。計画づくりにあたり高橋さん(左)に指導を仰いだ＝静岡市清水区

同社が策定に取り組んだ背景には、多くの中小企業が事業廃止に追い込まれた阪神大震災の教訓がある。「平時からの備えが必要」（中村彰男取締役）として計画づくりの準備を進めてきた。しかし、一企業が単独で取り組むことは困難で、県ＢＣＰ指導者養成講座の修了生だった行政書士の高橋義久さん（静岡市）のアドバイスが策定を後押ししたという。

県の養成講座は、ＢＣＰ策定を目指す中小企業にノウハウを指導できる人材の育成を目的に昨年スタートした。コンサルタントら二十七人が修了し、ことしも二期目の講座が計画されている。

養成講座のほか、産学官連携の普及啓発を目指して昨年発足した県ＢＣＰ普及研究会や、富士市とジャトコが協力して地元中小企業への策定指導にあたっているサポートチェーンなど、県内では中小企業のための支援体制は整いつつある。県の養成講座修了生に助言を求める際には、しずおか産業創造機構の専門家派遣制度が活用でき、費用の三分の二の補助を受けられる。

しかし、経営相談と比べて企業の関心はまだ低いのが実情で、同機構のＢＣＰ専門家派遣の昨年度までの実績はゼロ。県ＢＣＰ普及研究会会長の池田浩敬富士常葉大教授は「ＢＣＰの必要性を説くだけでは普及は進まない。企業戦略として計画づくりに取り組む上でのメリットをアピールしていくことが大事」と指摘している。

（経済部・石井祐子）